

大分県報

令和四年
号外
(八六)
十二月二十二日

(木曜日)

目次

規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………一

〇規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十二月二十二日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第五十三号

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第六条第一号の親族に準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童とする。

第四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第九条第三項の子に準ずる者として規則で定める者は、第一条の二第四項に規定する児童とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年十二月二十二日

大分県報号外（規則）

一